平成２４年（フ）第１２２１号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台５丁目２番地２フローリッシュＤ101、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字安行慈林1046番地の35
破産者　倉　　道康
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８７号
横浜市戸塚区上矢部町3521番地４　スペースイン鳥が丘602号
破産者　石川金一郎
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
長野市安茂里小市４丁目19番３号
破産者　左治木崇久
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４８９号
大阪府東大阪市新池島町２丁目17番24号、開始決定時の住所大阪府枚方市津田元町４丁目21番22号
破産者　田中　耕造
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７４号
大阪市生野区新今里５丁目３番11号　クリオコート新今里リバーサイド704号、住民票上の住所奈良県生駒市北大和４丁目15番地９
破産者　澤田　泰彰
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１１号
大阪府東大阪市長田東１丁目２番15―703号、開始決定時の住所大阪府東大阪市西堤本通東３丁目２番８号
破産者　朝川　隆宏
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６３４号
大阪府吹田市古江台６丁目５番８号
破産者　出口　憲一
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４１号
大阪府藤井寺市岡１丁目２番２号ファイバーコート河織302号室、開始時の住所大阪府松原市田井城５丁目４番21号
破産者　西田　一夫
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
大分県由布市挾間町下市759番地１
破産者　田村　孝正
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４６号
宮城県塩竈市北浜４丁目18番５号　勝又勇樹方、住民票上の住所宮城県東松島市大曲字下台264番地
破産者　上地すみ子
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
千葉県袖ケ浦市蔵波台３丁目８番地１福祉センター蔵波荘206号
破産者　神山　利夫
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第９９７号
京都府長岡京市西の京７番地13、開始決定時の住所京都府長岡京市西の京７番地の15
破産者　杉江　芳孝
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
山口県山陽小野田市大字厚狭995番地７
破産者　三原　梅子
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２０８４号
名古屋市西区浮野町97番地　市営平田荘N24棟408号
破産者　ウインドクエストこと　小泉　正博
1　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
2　一般調査期日　平成25年６月18日午後２時35分
平成25年４月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０５号
大阪府東大阪市御厨南３丁目２番５号
破産者　畠山　　忠
1　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
2　一般調査期日　平成25年６月20日午後３時
平成25年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７１号
横浜市金沢区六浦東３丁目26番24号
破産者　飯塚　　久
1　破産債権の届出期間　平成25年５月23日まで
2　一般調査期日　平成25年６月24日午後１時10分
平成25年４月23日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１６号
神戸市北区筑紫が丘５丁目１番地の１
破産者　山根タクシーこと　山根　　卓
1　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
2　一般調査期日　平成25年７月４日午後１時30分
平成25年４月22日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００号
熊本市南区田迎１丁目６番100―301号　エバーライフ平成東
破産者　執行　道太
1　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
2　一般調査期日　平成25年６月26日午後３時30分
平成25年４月22日
福岡地方裁判所大牟田支部